

財団法人ソーシャルサービス協会の従たる事業所の設置に関する規定 についての理事会決定

財団法人ソーシャルサービス協会は、寄附行為の改正認可、登記が終了したことにより、改正寄附行為第2条第2項にもとづく従たる事業所の開設にかかわり、寄附行為第5条第3号の外部からの寄附金品にもとづく開設について、その設置に関する基準を示すことが、公益法人として公正透明な事業展開に必要であると確認した。

当協会の設立経緯、その後の事業活動の展開にともない、当協会の目的や事業展開の主旨に共感を示され、その資産・金品などを、当協会に寄贈され個人・団体が生まれており、これらの浄財をもとに、新たに当協会の従たる事業所を開設し、協会活動規模の拡大、内容の充実にあたることが求められている。

当理事会は、このような従たる事業所の開設基準を別紙の通り決定し、当協会の事業活動のいっそうの発展に資するものである。